

《記載例》

○ 交 協 第 ○ 号
令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

名 称 ○○市地域公共交通活性化協議会
住 所 ○○市△△1丁目2-3
代表者氏名 会 長 ○○○○

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 ○○市○○部○○課
担当者名 ○○、○○
TEL ○○○-○○○-○○○○
E-mail ○○○@○○○○.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表フハ②（２）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
<p>（記載例） ○○県○○市○○地区、△△地区、□□地区 （○○鉄道○○駅及び○○バス○○線の停留所から半径１キロメートルの区域を除く） ※上記区域内に停留所等から半径 1 キロメートルの区域が含まれる場合は、除外する区域（鉄軌道駅の場合は鉄道会社名と駅名、バス停の場合は運行会社名と系統名）を明記してください。</p>
2. 指定を受けようとする理由
<p>（記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○地区において交通手段を確保するため、新たに○年○月よりコミュニティバスの運行を計画しており、当該系統について新たにフィーダー補助対象とするため、交通不便地域の指定を申請する必要性が生じた。 ・○○地区においては○年○月○日付けで交通不便地域の指定を受け、○年○月○日よりフィーダー補助を受けコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要性が生じた。 ・○○地区においては○年○月○日付けで交通不便地域の指定を受け、○年○月○日よりフィーダー補助を受けコミュニティバスの運行を行っているが、当該系統について○年○月に経路変更を計画しており、交通不便地域の指定を改めて申請する必要性が生じた。 ・○○地区においては○年○月○日付けで交通不便地域の指定を受け、○年○月よりフィーダー補助対象としてコミュニティバスの運行を行っているが、当該交通不便地域指定対象地区内で○年○月に民間バス路線の新設（廃止）が計画されており、交通不便地域が変更となるため、改めて指定を受ける必要性が生じた。 <p>※「新規指定」、「更新指定」、「補助対象系統の変更（追加）に伴う指定」、「補助対象系統外のバス停等の変更に伴う指定」のいずれに該当するかを明示して下さい。</p>
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
<p>（記載例） ○○コミュニティバス△△線（起点～経由地～終点） ○○地区デマンド交通（営業区域：○○市○○地区全域） ※地域公共交通計画に記載し申請する系統の名称と内容を記載して下さい。</p>
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
<p>（記載例） ○人（○年○月○日時点） ※人口は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳等人口がわかる資料をもとに算出して下さい。（国勢調査による算出は不可とします） ※市町村の全人口ではなく、指定を受けようとする交通不便地域の人口を記載して下さい。</p>
5. 指定を受けようとする期間
<p>（記載例） 令和○年10月1日～令和△年9月30日 ※基本的に、10月から9月末までの補助対象期間（5年間）とし、期間途中で変更する場合は「(変更予定日)～令和△年9月30日」とします。</p>

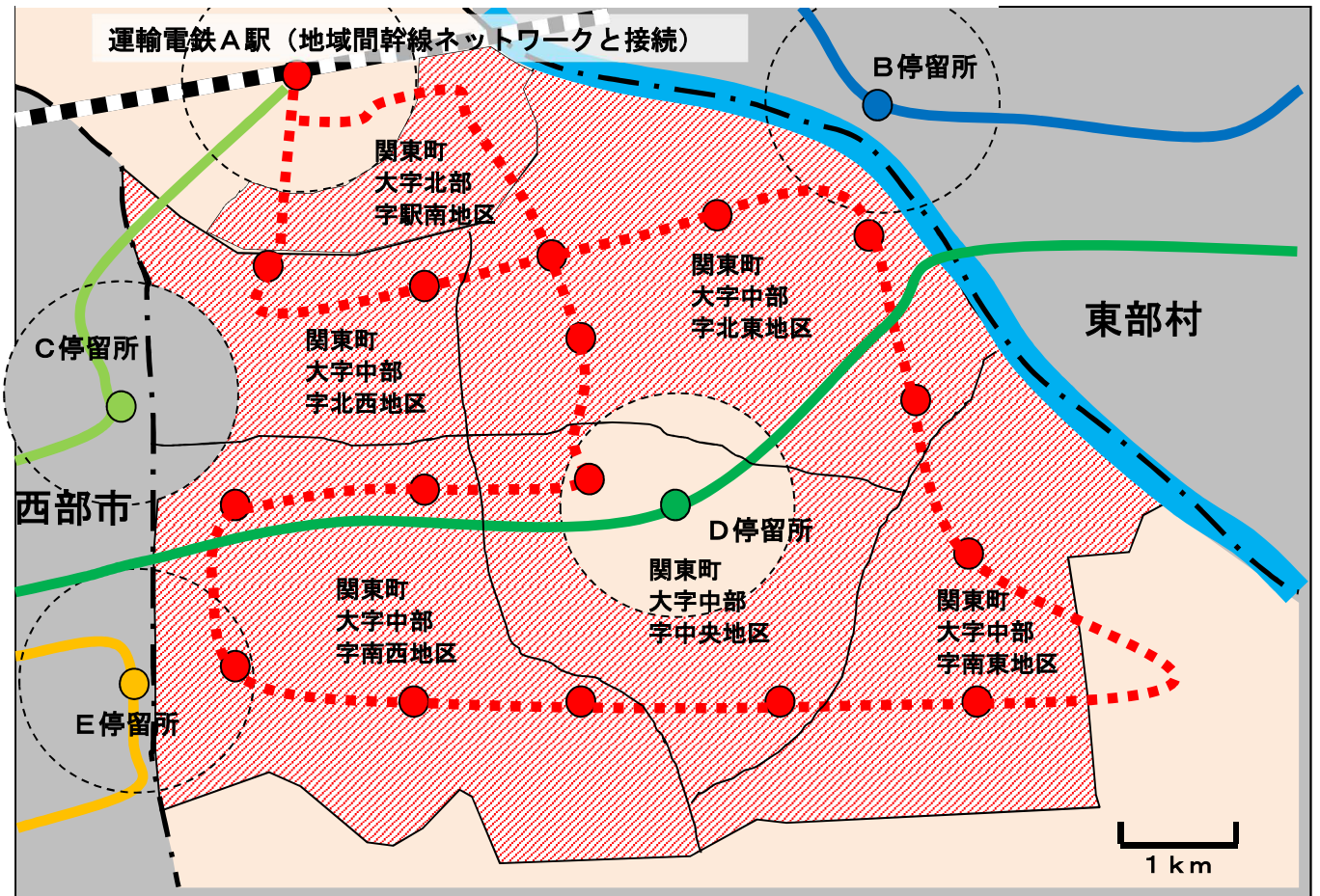
《記載例》

6. 協議会における協議年月日
(記載例) 令和〇年〇月〇日
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・ 関東運輸局審査方針1. 「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・ その他参考資料

別添 作成例 【指定を受けようとする地域を含む全体図】



凡例

	指定を受けようとする地域（関東町大字北部字駅南地区・同町大字中部字北東地区・北西地区・中央地区・南東地区・南西地区）
	関東町コミュニティバス（導入予定のフィーダー系統）
【交通不便地域から除外する停留所等の系統】	
	運輸交通バス東部線
	西部市無料巡回バス
【交通不便地域から除外しない停留所等の系統】	
	東部村コミュニティバス
	西部市福祉バス

※1. 『(3)「停留所等」から除外できるもの』の①及び『(4) 停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの』に該当する場合についての説明

- 隣接する東部村コミュニティバスのB停留所は、東部村との境界に川があり橋もないため、関東町大字北部字北東地区の住民利用は想定されません。（1. (4) ①に該当）
- 西部市福祉バスE停留所は西部市民65歳以上を対象としたバスであるため、関東町大字中部字南部地区の住民利用は想定されません。（1. (3) ①に該当）